

事案書（ 経営会議 調整会議）

開催日：令和 3 年 1 月 1 日（金）

担当課：消防本部 警防課

件 名：消防団員の報酬等の見直しについて

提出理由：消防団員の報酬等の基準の策定等に関する消防庁長官通知に基づき、消防団員の報酬等を見直すとともに、必要な条例改正を行うにあたり、その内容について了承を得るため

内 容：

1. 背景

- 消防庁は、令和 2 年 12 月から「消防団員の処遇等に関する検討会」において、危機的な状況である消防団員の減少に対する対策について検討してきた。
- その結果に基づき、消防庁は令和 3 年 4 月に「非常勤消防団員の報酬等の基準」（以下「基準」という。）を定め、各市町村に対し、基準を踏まえた消防団員の報酬等の見直し等の検討を求めている。

【基準の主な内容】

- 消防団員の報酬の種類は、年額報酬及び出勤報酬の二種類とする。
- 年額報酬の額は、「団員」階級の者について、年額 36,500 円を標準とする。
- 出勤報酬の額は、災害時の出勤に対しては 8,000 円/日を標準とし、災害以外の出勤に対しては、標準額と均衡のとれた額となるよう定める。

2. 基準に基づく対応

- 本市においても消防団員の減少傾向が見られる中、消防力を一定水準で維持できるよう、消防団員の安定的な確保のために報酬を見直す。

(1) 年額報酬

- 本市では既に標準額以上（団員：41,500 円）となっているが、消防団員確保のためには報酬の額を下げるべきではないと考え、現行額を据え置く。

(2) 出勤報酬

- 現在の出勤手当にあたる費用弁償（災害：2,500 円/回、警戒訓練等：1,800 円/回）を廃止し新たに報酬として位置付ける。

- 基準により、災害時の出勤に対して 8,000 円/日を標準とし、短時間の出勤や災害以外の出勤などに対しては、標準額と均衡のとれた額となるよう市町村で定めるとされていることを踏まえ、次のとおり設定する。

ア 災害の場合

- 標準額を踏まえながら、活動時間に応じて支給額を変更することとして 1 日あたり 4 時間未満となる場合は 4,000 円、4 時間以上となる場合は 8,000 円とする。

イ 警戒、訓練等の場合

- 1 回の活動時間が決まっており、概ね長時間にはならないことや災害時の出勤に比べて危険性が低いこと等を考慮し、3,000 円/日とする。

3. 条例の改正内容

(1) 大和市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例

- 現状の出勤手当にあたる費用弁償の規定（第 12 条）を削除する。

(2) 大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例

- 出勤手当にあたる報酬として 2. (2) に示す額を別表に規定する。

4. 県内自治体の状況

(1) 年額報酬について

- 既に標準額以上に設定している自治体では据え置かれる見込みである。

(2) 出勤報酬について

- 3 自治体で創設済であり、その他の自治体においても基準に準じて設定される見込みである。
- 警戒・訓練等の出勤に対する額については 1,000～8,000 円/日の範囲で自治体によって様々に設定される見込みである。

経 過

H9.4 「大和市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例」一部改正

R3.4 非常勤消防団員の報酬等の基準の策定

今後の予定

R4.2 議案提出

R4.4 改正条例の施行